

議案第51号

守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例案

守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例を、次のように制定する。

平成29年9月14日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

## 守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例

守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（昭和48年守口市条例第12号）の全部を改正する。

（目的）

**第1条** この条例は、重度障害者に対し医療費の一部を助成することにより、その健康の保持及び生活の安定に寄与し、もって重度障害者の福祉の増進を図ることを目的とする。

（対象者）

**第2条** この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者（日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）、組合員、加入者若しくは被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- （1） 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）を所持する者のうち、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級又は2級に該当するもの
- （2） 規則で定める判定機関（以下「判定機関」という。）において知的障害の程度が重度であると判定された者
- （3） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）を所持する者のうち、その障害の程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項の表の1級に該当するもの
- （4） 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証の所持者若しくは特定疾患治療研究事業実施要綱（昭和48年厚生省衛発第242号）に基づき都道府県知事が交付する受給者証の所持者（以下「受給者証所持者」という。）であって、その障害の程度が国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表の1級の第9号に該当するもの（その障害の程度が同程度以上と認められる者を含む。）又は受給者証所持者であって、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第2条第1項に規定する障害児のうち、その障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）別表第3の1級の第9号に該当するもの
- （5） 身体障害者手帳を所持し、かつ、判定機関において知的障害の程度が中度であると判定された者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付を受けている者
- (2) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく措置により医療費の支給を受けている者
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、国が実施する医療費公費負担制度に基づき、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、対象者、国民健康保険法による世帯主若しくは組合員（世帯主又は組合員であった者を含む。）又は社会保険各法若しくは高齢者の医療の確保に関する法律による被保険者、組合員若しくは加入者（被保険者、組合員又は加入者であった者を含む。）（以下これらを「対象者等」という。）が負担すべき額について全額公費負担を受けることができる者
- (4) 守口市老人医療費の助成に関する条例を廃止する条例（平成 年守口市条例第 号）による廃止前の守口市老人医療費の助成に関する条例（昭和 46 年守口市条例第 31 号）により医療証の交付を受けている者
- (5) 守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例（昭和 55 年守口市条例第 12 号）及び守口市子ども医療費の助成に関する条例（平成 5 年守口市条例第 19 号）により医療証の交付を受けている者
- (6) 市の区域内に所在地を有する施設で、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 11 項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。以下「障害者支援施設等」という。）への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者は除く。）に限る。）であって、当該施設に入所をした際市の区域外（大阪府の区域内に限る。）に住所を有していたと認められるもの

3 第 1 項の規定にかかわらず、市の区域外（大阪府の区域内に限る。）に所在地を有する障害者支援施設等への入所をしたことにより、当該施設の所在する場所に住所を変更したと認められる対象者（国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律における対象者（国民健康保険組合に加入している対象者は除く。）に限る。）であって、当該施設に入所をした際市の区域内に住所を有していたと認められるものは、対象者とする。

（所得制限）

**第 3 条** 前条の規定にかかわらず、前年の所得（各年の 1 月から 6 月までに新たにこの条例による助成の適用を受けようとする者にとっては、前々年の所得。以下同じ。）が規則で定める額を超える者は、対象者としなない。

2 震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、自己又は所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）に規定する控除対象

配偶者若しくは扶養親族の所有に係る住宅若しくは家財若しくは主たる生業の維持に供する田畑、宅地若しくは家屋又は機械・器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。）につき被害金額（保険金、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格のおおむね2分の1以上である損害を受けた者（以下「被災者」という。）がある場合においては、その損害を受けた月から翌年の10月31日までは、その損害を受けた年の前年の所得における当該被災者の所得に関しては、前項の規定は適用しない。

3 第1項において、計算される所得の範囲及びその額の計算方法については、規則で定める。

4 第1項において計算される所得の額の計算方法について、規則で定める所得の額の計算方法の特例を適用した場合において、同項の規則で定める額以下になるときは、同項の規定は適用しない。

（助成の範囲）

**第4条** 市長は、対象者の疾病又は負傷について、国民健康保険法、社会保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、家族療養費及び家族訪問看護療養費について保険給付が行われた場合（食事療養及び生活療養に係る給付並びに精神病床への入院に係る給付を除く。）における療養に要する費用の額のうち、対象者等が負担すべき額から規則で定める一部自己負担額を控除した額（以下「助成額」という。）を助成する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合は、その限度において、この条例による医療費の助成を行わない。

（1）対象者の疾病又は負傷について、他の法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付を受けることができるとき。

（2）社会保険各法の規定による承認法人等、健康保険組合、共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団から社会保険各法の規定により対象者の支払った一部負担金に相当する額の範囲内において、規約、定款等をもって給付が行われたとき。

（3）対象者が、助成を受けて取得した薬剤等を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したとき。

（4）その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

（医療費の助成の申請）

**第5条** 前条の規定による助成（以下「医療費の助成」という。）を受けようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

（医療費の助成の適用）

**第6条** 医療費の助成は、前条の規定による申請があった日から適用する。

2 前条の規定による申請が月の途中である場合には、前項の規定にかかわらず、その適用を当該月の初日に遡及することができる。ただし、当該月において、身体障害者手帳を交付される者にあつては身体障害者手帳の交付日を、知的障害の程度の判定をされた者にあつては療育手帳制度要綱（昭和48年厚生省発児第156号）の規定による療育手帳又は判定書の判定日を、精神障害者保健福祉手帳を交付される者にあつては精神障害者保健福祉手帳の交付日を、特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証を交付される者にあつては特定医療費（指定難病）受給者証の認定日又は特定疾患医療受給者証の交付日を越えて遡及することはできない。

（医療証の交付）

**第7条** 市長は、第5条の規定による申請があつたときは、その資格を審査し、医療費の助成を受けることができる者であることを確認したときは、医療証を交付する。

（医療証の提示）

**第8条** 前条の規定により医療証の交付を受けた者（以下「受給者」という。）は、大阪府内に所在地を有し、かつ、第4条第1項の規定による助成を取り扱う者であつて、健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「医療機関」という。）において、療養を受け、医療費の助成を受けようとするときは、当該医療機関に対し医療証を提示しなければならない。

（医療費の助成の方法）

**第9条** 医療費の助成は、助成額に相当する金額を市長が医療機関に支払うことによつて行う。ただし、第5条の規定による申請があつた日から第7条に規定する医療証の交付があつた日の前日までの間に療養を受けたとき、又は市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（損害賠償との調整）

**第10条** 市長は、受給者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、第4条の規定により助成すべき医療費の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

（届出義務）

**第11条** 受給者は、氏名を変更したときその他の規則で定めるときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

2 受給者が死亡したときは、戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定による死亡の届出義務者は、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

（譲渡等の禁止）

**第 1 2 条** この条例による助成を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

2 医療証は、譲渡し、又は貸与してはならない。

(不正利得の返還)

**第 1 3 条** 市長は、偽りその他不正の手段により医療費の助成を受けた者又は前条の規定に違反した者があるときは、その者に対し、その助成を受けた額に相当する金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

(事実の調査)

**第 1 4 条** 市長は、資格の審査のため必要があるときは、この条例の適用を受けようとする者に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示若しくは必要な事項の報告を求めることができる。

(報告等)

**第 1 5 条** 市長は、助成に当たり必要があると認めるときは、受給者に対し、必要な事項の報告、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又はこれらの事項に関し受給者その他の関係者に質問し、若しくは診断書の提出を求めることができる。

(医療費の助成の制限)

**第 1 6 条** 市長は、受給者が正当な理由なしに前条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは診断書の提出を拒んだときは、助成の全部又は一部を行わないことができる。

(委任)

**第 1 7 条** この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項及び附則第 5 項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 改正後の守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）第 5 条、第 7 条、第 11 条、第 14 条及び第 15 条の規定による必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に行われた医療に係る改正前の守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例（以下「旧条例」という。）による医療費の助成については、なお従前の例による。

4 新条例第4条第1項に規定する精神病床への入院に係る給付については、この条例の施行の日以後に新たに対象となる対象者について適用し、施行の前日に係る対象者については、平成33年3月31日までは、なお従前の例による。

(守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部改正)

5 守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例(平成27年守口市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
第1条から第4条まで 略			第1条から第4条まで 略		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
項	執行 機関	事務	項	執行 機関	事務
略			略		
3	市長	守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年守口市条例第12号)に関する事務であって規則で定めるもの	3	市長	守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年守口市条例第12号)及び守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例(平成 年守口市条例第 号)附則第2項に関する事務であって規則で定めるもの
略			略		
別表第2 (第2条関係)			別表第2 (第2条関係)		
項	執行	事務	項	執行	事務
		特定個人情報			特定個人情報

機関			
略			
24	市長	守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例に関する事務であって規則で定めるもの	守口市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
略			
以下 略			

機関			
略			
24	市長	守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例及び守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例附則第2項に関する事務であって規則で定めるもの	守口市子ども医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの 特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの 年金給付関係情報であって規則で定めるもの
略			
以下 略			

6 守口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条から第4条まで 略	第1条から第4条まで 略
別表第1（第2条関係）	別表第1（第2条関係）



項	執行 機関	事務
略		
3	市長	守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例(昭和48年守口市条例第12号)及び守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例(平成 年守口市条例第 号)附則第2項に関する事務であって規則で定めるもの
略		

別表第2 (第2条関係)

項	執行 機関	事務	特定個人情報
略			
15	市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、 新生児の訪問指導、健康診 査、妊娠の届出、母子健康 手帳の交付、妊産婦の訪問 指導、低体重児の届出、未 熟児の訪問指導、養育医療	守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの 略

項	執行 機関	事務
略		
3	市長	守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例(平成 年守口市条例第 号)に関する事務であって規則で定めるもの
略		

別表第2 (第2条関係)

項	執行 機関	事務	特定個人情報
略			
15	市長	母子保健法(昭和40年法律第141号)による保健指導、 新生児の訪問指導、健康診 査、妊娠の届出、母子健康 手帳の交付、妊産婦の訪問 指導、低体重児の届出、未 熟児の訪問指導、養育医療	守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの 略

		の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
略			
23	市長	守口市老人医療費の助成に関する条例に関する事務であって規則で定めるもの	略
			守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
			略
24	市長	守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例及び守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例附則第2項に関する事務であって規則で定めるもの	略
25	市長	守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例に関する事務であって規則で定めるもの	略
			守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療

		の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
略			
23	市長	守口市老人医療費の助成に関する条例に関する事務であって規則で定めるもの	略
			守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
			略
24	市長	守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例に関する事務であって規則で定めるもの	略
25	市長	守口市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例に関する事務であって規則で定めるもの	略
			守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する

			費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
			略
26	市長	守口市子ども医療費の助成に関する条例に関する事務であって規則で定めるもの	略
			守口市身体障害者及び知的障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
			略
略			
以下 略			

			る情報であって規則で定めるもの
			略
26	市長	守口市子ども医療費の助成に関する条例に関する事務であって規則で定めるもの	略
			守口市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であって規則で定めるもの
			略
略			
以下 略			